

# 幕別町消費者被害防止

## ネットワークニュース

第1号 平成28年4月1日

発行：幕別町消費者被害防止  
ネットワーク事務局  
(幕別町消費生活センター)  
連絡先：0155-55-5800  
設立：平成27年12月18日

### 消費者被害防止ネットワーク発足

平成27年12月18日に発足しました。

当ネットワークは「特殊詐欺」など消費者被害の防止に向け、各地域の関係機関が連携し活動してまいります。幕別は道内で57番目、十勝では6番目の設立となりました。



〈町民会館での設立会〉

(構成団体・機関、協力機関は以下の通り)

- |        |   |
|--------|---|
| 消費者関係) | ◇幕別町消費者協会   |
| 防犯関係)  | ◇幕別町生活安全推進協議会   |
| 高齢者関係) | ◇幕別町老人クラブ連合会  |
| 福祉関係)  | ◇幕別町社会福祉協議会   |
|        | ◇幕別町民生委員児童委員協議会   |
| 金融機関)  | ◇北洋銀行幕別支店◇帯広信用金庫<br>札内支店◇十勝信用組合幕別支店<br>◇幕別町農業協同組合◇札内農業協同組合<br>◇忠類農業協同組合◇幕別郵便局<br>◇札内郵便局◇札内桜町郵便局<br>◇忠類郵便局◇糠内郵便局 |
| 教育関係)  | ◇幕別町教育委員会   |
| 行政関係)  | ◇幕別町  |
| 協力機関)  | ◇帯広警察署<br>◇北海道立消費生活センター<br>(一般社団法人北海道消費者協会)   |

### 電力小売り自由化って？

今まで電力の契約は地域ごとの電力会社との契約でしたが、今年4月からは小売り自由化により、多様な業種や業態の事業者の中から契約を選択できるようになり、今後さまざまな勧誘が行われることが予想されます。以下のようにご注意ください。

◆便乗商法に注意！

◆「必ず安くなる」などの勧誘トークに注意

- ・納得できるまで説明を求めましょう。
- ・現在、深夜割引などの割引がある場合、必ずしも安くないケースもありえます。

◆契約解除する場合の縛り期間・違約金なども確認

◆登録された小売電力事業者かどうかを確認

◆自分の居住地域が供給対象か確認

◆供給元切換えに関しスマートメータ器への交換が必要ですが費用は一切発生しません。

### 最近の話題

#### 国民生活センター「見守り新鮮情報」より

#### 見守り新鮮情報

「2016年4月に電力料金が自由化になる。その前に太陽光発電システムを設置し、電気を売電すれば儲かる」と電話があり、自宅で業者の説明を聞いた。設置料金は200万円ほどで、ロー

ンを組むと月々1万円の支払いという。しかし、説明通りの売電金額が約束されているわけでもなく、年金暮らしの自分がローンを抱えることにも不安になった。

(60歳代 男性)



### 電力小売り全面自由化 便乗商法に注意して

不明な点・不審な点などは消費生活センターへお気軽にご相談ください。

## 最近の相談事例-幕別町消費生活センターから

### Question (質問)

賃貸住宅に入居しているが、他の賃貸住宅に引っ越しを考えている。退去、入居時の注意点を教えてほしい。また、料金が安い引越し業者をインターネットで見つけたが、安すぎて不安もあるが大丈夫だろうか？



### Answer (回答)

**退去時**には、修繕費用などで高額な請求を受け、敷金が思うように戻ってこないというトラブルが発生しがちです。入居者には「**原状回復**」という義務がありますが、これは入居時の完全な状態に戻すことではありません。借主の故意や不注意による破損や損耗は借主の負担、通常の使用で劣化した修復費用や次の入居者に貸すための費用は、貸主の負担となります。北海道宅地建物取引業協会発行の冊子「原状回復のてびき」を無料で差し上げていますので、参考にしてください。

**入居時**には、契約の前に必ず「**重要事項説明書**」をもらい、その説明を受けましょう。その後、「**契約書面**」をよく理解し、後々トラブルになりそうなことは特約条項に明記してもらうようにしましょう。また、部屋の損耗・損傷は入居前か、入居中か、発生時期がはっきりしないことが大きな原因です。「入居時」と「退去時」の2回、借主・貸主双方立会いのもと確認することが有効です。入居前に、**気になるところは写真などを残し両者で共通認識しておく**と良いでしょう。

**引越し**においては、家具や壁などに傷がついた、荷物が紛失した、壊れた等のトラブルが多いです。運送業者選びについては価格面だけでなく**トラブルの補償など信頼性も必要**です。選択ポイントとして「**緑ナンバーの営業用トラックか**」「**複数業者の見積を比較する**」「**見積書に書かれた約束事項や標準引越運送約款を確認する**」ことを心がけてください。引っ越し後は荷物を必ず確認し、破損などは3ヶ月以内に申し出するようにしましょう。



詐欺や  
悪質商法から  
身を守ろう！

- ・不審な電話は相手にしない。すぐに切ろう！
- ・来訪者にはインターホンで対応。
- ・自分だけですぐに判断しない。
- ・あいまいな言葉「結構です」などは使わない。
- ・ATM操作ではお金は戻りません。
- ・警察相談室(☎#9110)や消費生活センターへ相談。

### ネットワークニュース 毎月発行

今月から町広報紙に同梱し、このネットワークニュースを発行してまいります。内容につきましては

は、国民生活センターや北海道からの注意喚起情報や幕別町における相談状況を予定しております。今まで町広報紙にて掲載の「消費生活相談室から事例紹介」も、今後はこのニュース紙面で消費者向け啓発として掲載することになりました。よろしくお願いいたします。

幕別町消費生活センター	幕別相談室	札内相談室	忠類相談室
電話番号：0155-55-5800 相談時間：午前9時～午後4時 (札内は第①③⑥水曜午後7時迄)	火・木曜日 役場1階相談室 (正面玄関右手)	月～金曜日 札内福祉センター (電話相談も担当)	第②④水曜日 忠類コミュニティセンター

※4月から「相談室」から「センター」に名称が変更になり、相談時間も**前後1時間拡大**と、**札内は隔週水曜に午後7時まで延長**し利用しやすくなりました。